

## 御前崎港再生可能エネルギー導入検討協議会 設置要綱

## (目的)

第1条 御前崎港の港湾区域における再生可能エネルギーの導入に関する情報を共有し、港湾の管理運営と共生した円滑な導入を図るため、関係者等が参画した御前崎港再生可能エネルギー導入検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、以下の事項について港湾管理者に助言等支援を行う。

- (1) 御前崎港の港湾区域における再生可能エネルギー事業の立地に際して、適地の設定に関する事項
- (2) 設定された適地における公募要領の策定に関する事項
- (3) 応募された企画提案の評価に関する事項
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

## (組織)

第3条 協議会は委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験がある者及び関係団体の職にある者の内から、静岡県交通基盤部港湾局長（以下「港湾局長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 学識経験のある者以外の委員については、代理人が出席することができる。
- 3 会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 協議会は原則として公開とする。ただし、会長が非公開が適当であると判断した場合はこの限りではない。

(意見の聴衆等)

第 6 条 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し協議会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(外部アドバイザー)

第 7 条 会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、適宜外部アドバイザーを依頼し、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課に置く。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(附則)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、港湾局長が招集する。

## 御前崎港再生可能エネルギー導入検討協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名
委員	荒川 忠一	東京大学大学院工学系研究科機械工学専攻	教授
委員	鈴木 伸洋	東海大学海洋学部水産学科	教授
委員	東 恵子	東海大学海洋学部環境社会学科	教授
委員	下迫 健一郎	独立行政法人港湾空港技術研究所	海洋研究領域長
委員	伊藤 正治	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部風力・海洋グループ	主任研究員
委員	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会	専務理事
委員	角 浩美	公益社団法人日本港湾協会港湾政策研究所	所長代理兼 政策研究部長
委員	加賀谷 俊和	国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	所長
委員	長谷川 秀巳	第三管区海上保安本部清水海上保安部	部長
委員	石原 茂雄	御前崎市	市長
委員	西原 茂樹	牧之原市	市長
委員	藪田 国之	南駿河湾漁業協同組合	代表理事組合長